

平成 31 年度古賀市景観審議会第 1 回会議 (要約筆記)

【会議の名称】平成 31 年度古賀市景観審議会第 1 回会議

【日時・場所】令和元年 5 月 29 日 (水) 14 時～
古賀市役所第 1 庁舎 4 階 第 2 委員会室

【議事】

1. 古賀市の景観について
2. 古賀市の屋外広告物について
3. 古賀市景観審議会について

【傍聴者】0 人

【出席委員等の氏名】

委員：日高圭一郎会長、小田恵美子副会長、秦康晃委員、筒井政直委員
伊津野淳子氏 (原田昌宏委員の代理)

事務局：建設産業部長河北吉昭

都市計画課長水上豊、開発指導係長西村秀隆、宮寄弘人主事、永淵仁美主事

その他：中村正和氏 (福岡県屋外広告物担当)

【欠席委員】松山裕子委員、中尾伸一委員

【委員に配布した資料の名称】

1. 第 1 回古賀市景観審議会資料一覧
2. 古賀市景観審議会委員名簿
3. 次第
4. 古賀市の景観について資料 1
5. 古賀市の屋外広告物について資料 2
6. 古賀市景観審議会について資料 3-1
7. 古賀市景観審議会に諮問する事項資料 3-2
8. 関係法令等参考資料一式：古賀市景観計画、古賀市景観条例、古賀市屋外広告物条例
福岡県屋外広告物条例、福岡県屋外広告物条例施行規則
福岡県屋外広告物のしおり、景観法、屋外広告物法
9. 配席図

10. 屋外広告物の写真とその位置図

【会議の内容】

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 部長挨拶
4. 審議会の取扱いについて
5. 委員紹介
6. 会長の選任
7. 会長挨拶
8. 審議会の成立報告
9. 議事

（日高会長）この審議会では、古賀市の景観条例及び屋外広告物条例に関することを審議していくこととなりますが、本日は、古賀市の景観と屋外広告物への取り組み、景観審議会の目的について事務局より説明をお願いしたい。

（西村係長）それでは、資料に沿って説明させていただきますが、資料1と資料2を続けて説明させていただきます。

（宮嵯）それではまず、資料1「古賀市の景観について」をご覧ください。まず、古賀市が景観についてなぜ取り組むようになったのか、そもそも景観とはどういうものなのか、初めに説明させていただきますと思います。

①景観とは、景観法で定められており、景観は地域の自然、歴史、文化等と、人々の生活、また地域の固有の特性によって創られ、将来にわたって整備、保全していかなければならないと、景観法で示されております。

②これまでの取り組みをご覧ください。古賀市では、地域の歴史や文化、また人々の暮らし、経済活動によって住宅地や工業団地等の都市景観、海辺や森林地帯の自然景観がつくられてきました。

それらを守り活かしていくために、良好な景観形成を図るべく、さまざまな取り組みがなされてきました。

平成23年、美しいまちづくりプランの策定がなされました。こちらは市民・事業者・行政による、景観方針を定めたものです。平成24年、公共空間景観形成ガイドラインを策定しました。こちらは公共施設を管理していく中での景観方針を定めたものです。平成28年、景観行政団体に移行しました。これは景観法に基づく団体であり、この団体になることで、景観形成を図るための景観計画を定めることができるようになりました。それから景観まちづくりセミナーや市民会議、景観計画策定委員会を通して、平成31年3月に古賀市景観計画を策定、古賀市景観条例を公布しました。

③古賀市景観計画は、地域住民が日常的に目にする、身近な生活景観を守るための方針と基準や推進していくための方策を定めたものになります。古賀市景観計画7ページをご覧ください。

フットパスとは地域に昔からある風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）であり、古賀市では地域住民が日常的に利用するフットパスが身近な生活景観を見るための視点場として考えています。景観計画の作成にあっては、フットパスが重要となります。市民会議等を通して、身近な生活景観を考えていくために、フットパスから見た景観を重視し、それを調査、議論を行い古賀市らしい良好な景観形成の方針を定めていくこととしました。

24ページをご覧ください。生活景観を守っていく上で、建築物や工作物、開発行為について景観形成を図るための制限を設けることとしております。土地の開墾や廃棄物の堆積に関わる制限は、古賀

市独自の取組みです。

26 ページをご覧ください。景観形成基準です。基本的には周囲の景観に調和するような配慮を求めているのですが、建築物の外壁については、色彩基準を設けております。

41 ページをご覧ください。景観まちづくりを推進していくための方策を定めております。市民・事業者・行政の三者による景観まちづくりを推進していくことを目指しております。例えば、個人宅の庭先であったり、事業所、店舗の周りの緑化を行ったり、敷地内に資材を置いたりする場合は、なるべく周囲から見えないように工夫するところから景観形成に寄与することができます。

資料 1④今後の予定をご覧ください。古賀市景観条例の施行を令和 2 年 1 月 1 日としております。こちらは屋外広告物条例の施行とあわせて施行します。この景観条例に規定する各種届出を古賀市景観条例施行規則に定め運用します。資料 1 について、説明は以上となります。

続きまして資料 2「古賀市の屋外広告物について」をご覧ください。①屋外広告物とは、屋外広告物法に定められており、常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもので、店舗の壁面や屋上に設置されているものをまたは道路沿いに建っている看板を屋外広告物といいます。

②古賀市景観計画との関係ですが、地域住民が日常的に目にする身近な生活景観を守るために策定しました。屋外広告物も、店舗や道路沿いなど、身近なところで目にするものであり、生活景観を構成する重要な要素となっています。

屋外広告物の規制に関して古賀市では、住居系の地域と商工業系の地域に分けて考えています。

住居系の地域では、落ちつきのある景観を形成していくためにも過剰な屋外広告物の表示を抑制していき、商工業系の地域では屋外広告物の需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、形状や面積等について適切に規制を行っていきます。

古賀市の商工業系の地域は店舗や工場だけでなく、住宅も混在しており、生活景観の乱れが発生してしまいがちなので、建築物等への制限と屋外広告物への制限を一緒に考えていく必要があります。

資料 2③これまでの取り組みをご覧ください。古賀市では、これまで福岡県屋外広告物条例に基づき手続を行ってまいりました。昭和 24 年に福岡県の屋外広告物条例が施行され、平成 12 年に屋外広告物の設置許可に関する事務処理が福岡県から古賀市へ移譲されました。そして平成 31 年 3 月に古賀市の屋外広告物条例を公布しました。

④今後の予定をご覧ください。古賀市屋外広告物条例の施行を令和 2 年 1 月 1 日としております。古賀市景観条例にあわせて施行します。屋外広告物の新たな基準を古賀市景観審議会第 2 回会議にて諮問させていただきます。それから古賀市景観審議会の答申を基に、古賀市屋外広告物条例施行規則を定め運用します。資料 2 について説明は以上となります。

(日高会長) ただいまの説明の中で、何かご質問やご意見のある方は挙手をもって発言をお願いします。

一質疑なし

(宮寄) 資料 3-1「古賀市景観審議会について」をご覧ください。①目的ですが、古賀市景観審議会では、景観条例と屋外広告物条例で新たに定める基準や法律に基づく措置命令について審議していただき、答申を行うことを目的としております。

②景観審議会に諮問する事項について、説明します。資料 3-2 に景観審議会に諮問する事項を記載しております。景観に関する事項は、景観条例第 9 条に定められ、屋外広告物に関する事項は、屋外広告物条例第 24 条に定められております。

2 回目の景観審議会にて諮問させていただく内容は、屋外広告物に関する事項の 9 番から 19 番に該当するものです。福岡県屋外広告物のしおりをご覧ください。3 ページから 10 ページまでの内容について古賀市独自の基準を定めるために諮問する予定です。

古賀市では、身近な生活景観を守るための独自の基準を定めていきたいと考えています。

追加資料の「屋外広告物の写真とその位置図」をご覧ください。掲載する写真につきましては、古賀市内に表示されている屋外広告物の一例を紹介するものです。

（日高会長）説明ありがとうございました。ただいまの説明の中で、何かご質問やご意見のある方は挙手をもって発言をお願いします。

（日高会長）現在ある福岡県の広告物の規格について古賀市独自のものにするとということですか。

（宮寄）福岡県屋外広告物のしおり8ページをご覧ください。その他の広告塔の項目について、広告物の面積に50㎡という制限があります。ただし、商工業地域に関しては、高さの制限のみとなり、50㎡以上の広告を制限なく建てることができます。古賀市では、このようなものについて基準を定めたいと考えています。

（日高会長）地域に応じて基準を定めていくということですか。

（宮寄）住居系の地域と商工業系の地域を分けて考えています。

（日高会長）商工業系の地域に住宅が存在している場合の取扱いについては。

（宮寄）商工業系の地域でありますので、商工業に配慮した屋外広告物の表示ができるようにしたいですが、一定の面積制限を定めたいと考えています。

（日高会長）既に建っている屋外広告物は、既存不適格という扱いになりますか。

（宮寄）令和2年1月1日より前に許可を得ている屋外広告物で、新たな基準に適合しなくなるものについては令和2年1月1日から10年間は認められます。

（小田副会長）10年の根拠はありますか。他市町村を参考にしたのでしょうか。10年後に建て替えが必要であれば、トラブルを避けるためにも理由が必要かと思えます。

（水上課長）減価償却の期間が10年ほどだったと思いますので、他市町村の例をとりながら10年を設定しております。

（中村氏）景観計画の屋外広告物に関する景観誘導指針にネオン、点滅などは設置しないように努めるというのは、デジタルサイネージなども設置できないという意味でしょうか。

（宮寄）設置してはいけないという、基準を設けるわけではございません。あくまでも努力義務ということで記載しております。

（水上課長）商工業系の地域と住居系の地域と分けて考えたいというところがございます。住居系の地域ではなるべく禁止するという方向も考えていきたいです。

商工業系の地域についても、認めていくもののバランスを考えていくため、今後諮問させていただいた上で、運用していきたいと考えております。

（日高会長）景観アドバイザーについて今後どのようにしていくのか見通しがあれば教えてください。

（宮寄）景観に関する届出行為が必要となりますので、建築物の色彩を変える場合や植栽の方法など景観アドバイザー制度を用いまして、申請される方に対して相談できる体制を考えております。

（水上課長）当面ですが、屋外広告物ではなく建築物の色合いのところで、行政で判断できないところが多々出てくると思いますので、色彩規制の部分では景観アドバイザー制度を活用していきたいと考えております。

屋外広告物のほうでは、色彩の規制というのは考えておりません。あくまでも建築物規制で考えております。屋外広告物では、色彩の制限をするとどうしても表現が難しくなってきますので、広告物の大きさで、調和を保てるようにと考えております。

（日高会長）屋外広告物の基準としては大きさということで、景観計画の屋外広告物に関する景観誘導指針に書いてある内容はお願いをするということですね。

（水上課長）色彩の規制は考えておらず、発光する物については色彩とは別の視点で、規制というよ

り、お願いしていくことが必要と考えておるところでございます。

(日高会長) 色彩については単に周辺との調和を乱さなければいいということですか。

(水上課長) 色彩に関して、積極的に関与していくという考えはございません。

(秦委員) 景観の届出をどの時点で規制をするのか。建物であれば、今は民間の建築の審査会に出した場合、古賀市を通らないで建築確認がおりる物件がありますが、そういったところの歯止めをどこでするのか。

(水上課長) 古賀市に上がってこないものにつきましては、当然あるかと思えますけども、その部分については、景観計画に基づく届出が必要な団体というところを関係団体に周知していき、関係団体を通じて周知徹底していきたいと考えております。

(秦委員) 民間の検査機関もいろいろあるので、告知されたいかと思われま。

(水上課長) ありがとうございます。告知を徹底していきたいと思っております。

(筒井委員) 最近の看板の傾向としましては、電光掲示板やテレビ画面など設置しているお店がありますが、基準を決めたときにどのように周知していくのか。

(水上課長) 施行日が令和2年1月1日でございますけども施行日より前に許可を受けて設置したものにしましては、先ほど担当から説明しましたとおり、10年という期間は、適正な許可を持って設置したものとみなすことになっております。

その10年後を目指して、周囲と調和できるよう改善していただきます。ネオンなどについては、これから審議いただく基準の中で、設置し直していただくようなことを目指していただくということになろうかと思えます。

どのように、規制をかけていくかということにつきましては、この審議会の会議の中でいろいろ御意見をいただいた上で、まとめていただければというふうに考えております。

(日高会長) ほかにご意見ありますでしょうか。

(宮崎) 資料3-1の説明に不足がありましたので、御説明させていただければと思います。

資料3-1をご覧ください。③古賀市景観審議会の開催スケジュールについて、本日5月29日が第1回目として、第2回目については先に日程調整をさせていただきましたとおり、6月26日水曜日となります。このときに、屋外広告物の基準について諮問させていただきます。

第3回目については、未定となっております。ここで答申、それから、この屋外広告物条例の内容につきましては、パブリックコメントを行いますので、その内容の確認や福岡県屋外広告物のしおりのようなものの古賀市バージョンを作成しようと考えております。その内容も、確認していただければと考えております。審議の状況によっては、開催回数が増える可能性もございますので、どうぞよろしく申し上げます。

(日高会長) 何か御質問ございませんでしょうか。それでは以上をもちまして、審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

10. 閉会